

岩手県告示第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、遠野市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成31年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

1（1）種類 都市計画施設（道路）

（2）名称 3・5・7号大工町蓬田線、3・6・10号上組町晴山線、3・5・11号白岩踊鹿線、3・5・15号八幡薬研淵線、3・5・16号八幡初音橋線、3・5・17号早瀬川八幡線、3・5・18号鶯崎八幡線、3・4・20号中央通り早瀬町線

2（1）種類 都市計画施設（公園）

（2）名称 2・2・1号中央公園、2・2・6号神明公園、2・2・7号蔵の道公園